

議案第 15 号

飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

病院管理室の名称見直しに伴う改正

飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例

飛驒市内部組織設置条例（平成16年飛驒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号及び第2条第8号中「病院管理室」を「病院事務局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（飛驒市議会委員会条例の一部改正）

2 飛驒市議会委員会条例（平成16年飛驒市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「病院管理室」を「病院事務局」に改める。

飛騨市内部組織設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>病院管理室</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>病院管理室</u></p> <p>ア 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>病院事務局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>病院事務局</u></p> <p>ア 略</p> <p>以下 略</p>

飛騨市議会委員会条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p>イ 企画部の所管に関する事項</p> <p>ウ 市民福祉部の所管に関する事項</p> <p>エ <u>病院管理室</u>の所管に関する事項</p> <p>オ 会計事務局の所管に関する事項</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 消防本部の所管に関する事項</p> <p>ク 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>サ 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p>イ 企画部の所管に関する事項</p> <p>ウ 市民福祉部の所管に関する事項</p> <p>エ <u>病院事務局</u>の所管に関する事項</p> <p>オ 会計事務局の所管に関する事項</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 消防本部の所管に関する事項</p> <p>ク 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>コ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>サ 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	病院管理室の名称見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の理由及び内容】</p> <p>〔本則〕</p> <p>(1) 飛騨市内部組織設置条例（平成16年飛騨市条例第9号）の改正 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置する組織において、これまで「室」の名称を部又は課と同位に位置付ける運用が混在していたことから、直近下位の内部組織として用いる名称を「部」又は「局」として見直すことに伴い、当該条例上の「病院管理室」を「病院事務局」へ改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（第1条、第2条関係）</p> <p>〔附則第2項〕</p> <p>(2) 飛騨市議会委員会条例（平成16年飛騨市条例第247号）の改正 病院管理室の名称変更に伴い、当該条例において常任委員会の所管を定める箇所を改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（第2条関係）</p>
市民への影響等	内部組織名称を改正するものであり、市民への影響はない。
施行日	令和4年4月1日
備考	